

令和4年度 マンション等管理者講習会

- ① マンション等でのごみの排出
- ② プラスチック製品の分別回収の開始
- ③ ごみの分別方法の居住者への周知及び
共同住宅等分別周知等届出制度



京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

ごみ半減を目指す「しまつのころ条例」

～京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を平成27年10月施行～

・ 条例に掲げる2つの柱

① 2R (リデュース: Reduce、リユース: Reuse) の促進

そもそもごみになるものを減らすこと
必要な量だけ買う、簡易包装の製品をつくる、
レジ袋をもらわない、マイボトル持参 など

そのままの形で繰り返し使うこと
修理・修繕して使う、必要な人に譲る など



② 分別・リサイクル (Recycle) の促進

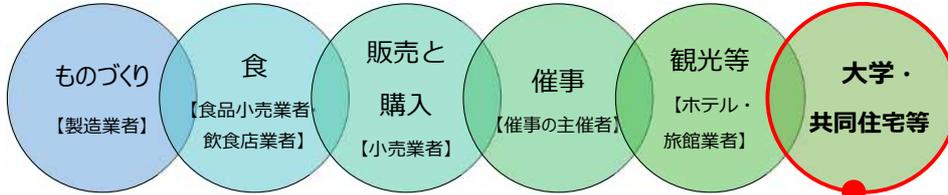
使えなくなったものを再び資源として利用すること
リサイクル可能な紙類を回収し再生紙やダンボールを製造、ペットボトルを回収し、シャツや卵のパックを製造 など

※ 家庭ごみ、事業ごみともに、分別を「協力」から「義務」に引き上げ

「しまつの心」や「もったいない」といった京都らしいライフスタイル・
ビジネススタイルの定着を図り、**市民・事業者の皆様との協働**による
持続可能な社会の実現を目指す。

2Rの促進について、重点的に取り組む6つの分野

～ 29の取組項目を条例に規定～



京都ならではの6分野ごとに2Rの実施義務と努力義務を規定

- ① 伝統産業から先端産業まで、先進的なものづくり都市
- ② ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の都
- ③ 商品と市民が会う小売店がにぎわう都市
- ④ 祭り・学園祭・地蔵盆などイベントが多彩
- ⑤ 国際文化観光都市
- ⑥ 大学のまち・学生のまち

分野	業種	条例	取組項目
共同住宅	共同住宅等の所有者又は管理者	16条1項	居住者への減量方法・分別ルールのお知らせ・啓発 実施義務
		38・39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施 努力義務

3

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

① 居住者へのごみの分別ルール等の周知・啓発

京都市内の全ての共同住宅等の所有者・管理者（個人、管理組合、法人）に、**居住者への周知・啓発**を行っていただくことを**条例に規定**

<共同住宅等とは>

1つの建物に2世帯以上が独立して暮らせる住宅（長屋（テラスハウス）を除く。）

- ・ マンション・アパート
- ・ 寄宿舎（シェアハウスを含む。）、寮、下宿
- ・ その他建築基準法における「共同住宅」に該当するもの

（居住者自らがごみを排出する長期滞在型宿泊施設（※不動産賃貸契約による）サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者・障害者グループホーム等）

4

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

① 居住者へのごみの分別ルール等の周知・啓発

<周知方法の例>

- ・ 書面による配布
- ・ 掲示板やごみ置場への掲示
- ・ 対面での説明
〔 契約の重要事項説明時
管理組合の会合 など 〕

不動産仲介事業者様も
分別ルールの周知に
御協力をお願いします。



※ 周知啓発に御活用いただける資材を後程、御紹介します。

5

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

② 京都市への届出

条例に基づき、

京都市内の全ての共同住宅等のうち、

- ◆ **新築**の共同住宅等の所有者又は管理者
- ◆ 既存の共同住宅等を**新たに管理する**管理者

は**共同住宅等分別周知等届**を資源循環推進課まで提出してください。

※ 届出者が所有者になっている既存の物件で、所有者に変更が生じた場合は、「変更届」ではなく、新たに「共同住宅等分別周知等届」が必要

届出済か御不明な場合は、**資源循環推進課 (☎075-222-3948)** にお問合せください。

ごみの収集が
民間業者（業者収集）か
京都市（市収集）
にかかわらず

6

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

共同住宅等分別周知等届

届先	京都市長	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒000-0000 京都府中京区〇〇町△△	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社〇〇マンション管理組合 理事長 京都 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
京都府廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。		
届出者の区分	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input checked="" type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の所有者 <input type="checkbox"/> その他()	
届出の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 既存の共同住宅等の新規の管理等	
共同住宅等	名称	〇〇マンション
	所在地	京都府中京区〇〇町△△ 戸数 50戸
上記届出者以外の連絡先	氏名	株式会社〇〇管理 〇〇支店
	住所	〒000-0000 京都府上京区〇〇町△△ 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
種類	収集頻度	〇〇回/週
燃やせごみ	収集回数	6回/週
紙	収集回数	2回/週
プラスチック	収集回数	2回/週
ペットボトル	収集回数	2回/週
プラスチック製容器包装	収集回数	1回/週
缶	収集回数	1回/週
缶詰	収集回数	1回/週
缶詰以外の缶	収集回数	1回/週
その他	収集回数	1回/週
備考	京都府条例第16条第2項の規定 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input checked="" type="checkbox"/> ごみ量等における表示 <input type="checkbox"/> その他()	
入居開始日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	

<主な届出内容>

- 物件の管理者
- ごみが適切に収集されていること

分別義務の対象となるごみ種ごとの

- ・収集形態 (業者収集 又は 市収集)
- ・収集業者 (業者収集の場合)
- ・収集頻度

- 居住者への分別ルール等の周知方法

※ 居住者への周知チラシ等の添付も必要

令和5年4月から様式変更

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

<記載の注意点> (業者収集・市収集共通)

- ・ 届出者は、物件の**所有者** 又は **管理者**
(個人・管理組合・法人)
- ・ 届出物件の竣工からある程度時間が経過している場合は、全て「既存の～」を届出理由に
(管理者の変更が一度もなくとも)
- ・ 届出物件の**名称の表記は正確に**記載
(漢字・かな・英数など)
- ・ 同一名称の物件で複数棟ある場合は、
分かるように記載 (A棟・B棟など)
- ・ 届出者以外の管理者がいる場合は記載
届出者が所有者 (管理組合を含む)
⇒ 委託先の管理会社、管理人等
管理会社
⇒ 所有者や再委託先の管理会社

共同住宅等分別周知等届 (一部拡大)

(宛先)	京都市長	令和▲年■月●日
届出者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	届出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 京都市ビルⅢ管理組合 理事長 都 京人 電話 075-222-3948
京都府廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。		
届出者の区分	<input type="checkbox"/> 管理会社 <input checked="" type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の所有者 <input type="checkbox"/> その他()	
届出の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 既存の共同住宅等の新規の管理等	
共同住宅等	名称	京都市ビルⅢ
	所在地	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 戸数 50戸
上記届出者以外の連絡先	氏名	合同会社 資源循環 代表取締役 京都 太郎
	住所	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2 京都市ビルⅠ B1F 電話 000-000-0000

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

<記載の注意点> (業者収集・市収集共通)

共同住宅等分別周知等届 (一部拡大)

- 該当する方法にチェックを入れる。
※ 可能な限り**複数の周知方法**で周知してください。
- 入居開始日は届出理由が「既存の～」の場合は省略可
「新築」の場合は記入必須 (「未定」不可)
- 分別義務の対象となるごみ種ごとに
ごみの出し方 (使用する袋など)
ごみを出す日と場所
などを記載

家庭ごみの排出の方法等に関する入居者への周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 掲示板等への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 書面の配布 <input checked="" type="checkbox"/> ごみ置場における表示 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (入居時に対面で説明)
入居開始日	令和 ▲ 年 ★ 月 ◇ 日

届出に添付する居住者への周知内容の資料 (例)

分別	分別	分別	分別
燃やすごみ	紙類	資源物	その他
燃やすごみ	紙類	資源物	その他
燃やすごみ	紙類	資源物	その他
燃やすごみ	紙類	資源物	その他

紙類、小型金属類・スプレー缶、大型ごみ等もお忘れなく！

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

<記載の注意点> (全て「業者収集」の場合)

共同住宅等分別周知等届 (一部拡大)

条例の分別義務の対象となる
ごみの種類ごとに漏れなく記入

- 各ごみ種の収集方法の欄の「業者収集」にチェックを入れ、**一般廃棄物収集・運搬業の許可を持つ収集業者名**と収集回数を記載
(ただし、紙類など一部のごみは許可不要)
- コミュニティ回収**による古紙回収の場合、収集回数の欄の右隣にある括弧内にその旨を記載
- 大型ごみ**は空欄に追記し、**一般廃棄物収集・運搬業の許可を持つ収集業者名**と収集回数を記載

種類	収集方法
燃やすごみ	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 3回/週
街	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 1回/週
ガラスびん	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 1回/週
ペットボトル	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 1回/週
プラスチック製の容器包装	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 2回/週・月
古紙類	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 リサイクル紙業協 <input type="checkbox"/> その他 収集回数 1回/週 (月) (コミュニティ回収)
小型金属類及びスプレー缶	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 京都市エコ事業協 <input type="checkbox"/> 市収集 収集回数 1回/週 (月)
大型ごみ	業者収集 業者名 京都市エコ事業協 収集回数 2回/年

※ 令和5年4月から様式変更

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

<記載の注意点> (全て「市収集」の場合)

共同住宅等分別周知等届 (一部拡大)

条例の分別義務の対象となる
ごみの種類ごとに漏れなく記入

- 各ごみ種の収集方法の欄の「市収集」にチェックを入れ、それぞれの収集回数を記載
- ただし、紙類については、「その他」にチェックを入れ、下にある括弧内に収集方法を記載 (拠点回収・資源ごみ定点)
- 大型ごみ**は空欄に追記し、収集方法と収集回数を記載

種類	収集方法	収集回数	備考
家庭ごみの資源	燃やすごみ	2回/週	市収集
	缶	1回/週	市収集
	ガラスびん	1回/週	市収集
	ペットボトル	1回/週	市収集
	プラスチック製の容器包装	1回/週	市収集
	古紙類	1回/週	その他 (拠点回収)
	小型金属類及びスプレー缶	1回/週	市収集
	大型ごみ	不定期	各人で京都市大型ごみ受付センターに依頼又はグリーンセンターに持ち込み

※ 令和5年4月から様式変更

11

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

② 京都市への届出

また、届出内容に変更が生じた場合は、**条例**に基づき、**共同住宅等分別周知等変更届**を資源循環推進課まで提出してください。

<届出内容の変更の例>

- 収集形態 (市収集⇔業者収集) の変更
- 収集業者・収集回収 (頻度) の変更 (業者収集の場合)
- 「届出者以外の連絡先」 (届出者ではない管理者) の変更

※ 届出者が管理者になっている既存の物件で、管理者に変更が生じた場合は、「変更届」ではなく、新たに「共同住宅等分別周知等届」が必要

届出済か御不明な場合は、**資源循環推進課 (☎075-222-3948)** にお問合せください。

12

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

共同住宅等分別周知等変更届

第2号様式（第2条関係）

共同住宅等分別周知等変更届

(別表) 京都市 京		令和 ▲ 年 ■ 月 ● 日	
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒604-6571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市ビル管理組合 理事長 部 次人	電話 075-222-3945	
京都市商業物の設置及び届出処理等に関する条例第1の4第3項の規定により届け出ます。			
共同住宅等	名称	京都市ビル館	
	所在地	〒604-6571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	
上記届出者以外の連絡先	氏名	合同会社 資源循環 代表取締役 京都 土部	
	住所	〒904-0931 京都市中京区西小橋通河原町西入堀本町450-2 京都市ビル1 21F 電話 099-339-3939	
変更の年月日	① 令和 ▲ 年 ■ 月 ● 日 ② 令和 ★ 年 × 月 ◇ 日		
変更の内容	変更前	① 燃やすごみと資源物はいずれも市収集 ① 燃やすごみは週2回(月・水曜)収集 ① 掲示板での周知 ② 管理会社は㈱××会社	
	変更後	① 燃やすごみのみ業者収集(収集業者:京都環境事業㈱) ① 燃やすごみは週3回(月・水・金曜)収集 ① 通知文書を戸別配布して周知 ② 管理会社は合同会社 資源循環	

届出済みの内容からの変更を届出

①ごみの収集に関する情報(収集形態、収集業者、収集回数(頻度))、②居住者への周知方法、③届出者や管理者に関する情報等についての変更内容を記載してください。

複数の変更事項をまとめて届出いただく場合は、「変更の年月日」及び「変更の内容」にナンバリングする等して、対応関係が分かるように記載してください。

変更の年月日	① 令和 ▲ 年 ■ 月 ● 日 ② 令和 ★ 年 × 月 ◇ 日
変更前	① 燃やすごみと資源物はいずれも市収集 ① 燃やすごみは週2回(月・水曜)収集 ① 掲示板での周知 ② 管理会社は㈱××会社
変更後	① 燃やすごみのみ業者収集(収集業者:京都環境事業㈱) ① 燃やすごみは週3回(月・水・金曜)収集 ① 通知文書を戸別配布して周知 ② 管理会社は合同会社 資源循環

拡大

注1 「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅(農舎を除く。)をいいます。
注2 「上記届出者以外の連絡先」の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。

13

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

② 京都市への届出 <まとめ>

届出者が変わる場合

事案	届出の種類	届出者	届出時期
共同住宅等の新築	共同住宅等分別周知等届	所有者又は管理者	入居開始日までに
既存物件の新規管理	共同住宅等分別周知等届	管理者	できるだけ速やかに
収集形態・ 収集業者の変更	共同住宅等分別周知等変更届	先の届出の届出者	できるだけ速やかに
管理者(管理会社) の変更	共同住宅等分別周知等変更届	先の届出の届出者	できるだけ速やかに
届出漏れの覚知	共同住宅等分別周知等届 共同住宅等分別周知等変更届	所有者又は管理者	できるだけ速やかに

ごみの収集形態にかかわらず、**条例**に基づき、各届出を資源循環推進課まで提出してください。

14

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

届出様式のダウンロード方法

京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト「**京都ごごみネット**」

① 「事業者のみなさま」をクリック

② 「報告書・届義務制度」をクリック

The screenshot shows the Kyoto Gogomi Net website. The top navigation bar includes links for '条例について', '市民のみなさま', '事業者のみなさま', '京都市の取組', '各種ダウンロード', and 'よくある質問'. The '事業者のみなさま' link is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a banner for '京都ごごみネット' with a sub-header '京都ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト'. The main content area is titled '事業者のみなさま' and contains several tiles: '2Rの取組の義務と努力義務', '報告書・届義務制度' (highlighted with a red box), '分別の取組義務', '市民モニター制度', '事業者商業物減量計画制度', and '優良事業者の紹介'. A search bar is visible on the right side of the page.

15

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

届出様式のダウンロード方法

京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト「**京都ごごみネット**」

③ 「共同住宅等の届出制度について」をクリック

The screenshot shows the '共同住宅等の届出制度について' page on the Kyoto Gogomi Net website. The page title is '共同住宅等の届出制度について'. The main text states: '平成27年10月1日から届出制度が変わります。共同住宅等を新築される又は新たに管理される場合、届出をしていただく必要があります。ごみの収集を民間業者に依頼されている場合だけでなく、京都市がごみを収集している場合も対象になります。詳しくは、共同住宅等の届出制度の案内を御覧ください。' Below this text, there is a list of downloadable forms: '共同住宅等の届出制度の案内 (PDF形式, 224kB)', '共同住宅等分別周知等届 (PDF形式, 129kB)', '共同住宅等分別周知等届 (Word形式, 59kB)', '変更届 (PDF形式, 63.3kB)', and '変更届 (Word形式, 40kB)'. The page also includes a search bar on the right and a 'ページの先頭へ' link at the bottom right.

16

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

現地調査等

条例に基づく現地調査等の結果、居住者が資源ごみの分別排出を行う環境の整備や居住者への分別ルール等の周知・啓発が不十分と判断される場合、管理者に対して指導を行っています。



市民等からの通報・相談や収集時等での作業員による不適正排出の確認など



市職員による現地調査（管理者、ごみの排出状況、周知啓発状況の確認など）



行政指導



管理者によるごみの分別の環境整備、居住者への周知・啓発の再実施など

17

共同住宅等の所有者・管理者へのお願い

よくある市民等からの通報・相談

ごみのため込み



悪臭、衛生害虫の発生
不法投棄や火災の誘因

ごみの散乱



保管スペースや防鳥ネットに
きちんと入れられていない

ルール違反



収集日・時間を守らない
分別精度が悪い

管理者の速やかな対応が、ごみの「悪循環」を防ぎます！

18

特定共同住宅について

参考

共同住宅（他の用途と併せたものを含む。）の用途に供する建築物のうち、**階数が3以上で、かつ住戸の数が15以上のもの**

建築主等は、「京都市中高層建築物等の建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」（中高層条例）に規定するごみに係る基準を配慮する必要があります。

- 敷地内にごみの保管場所を設置すること。
- 次に掲げる事項に関する管理のための規約を作成し、居住者に遵守させること。
 - ・ 指定された日に、かつ、指定された場所にごみを出すこと。
 - ・ その他近隣住民に迷惑を掛ける行為を行わないこと。 など

特定共同住宅については、
まち美化推進課（☎075-222-3952）
に御相談（建築確認申請事前協議）
ください。

ごみの散乱・混入防止のため
ごみの保管場所の環境を
整えてください。



19

居住者への周知に御活用いただける資材

リーフレット・パンフレット
ごみの分別ルール等を説明したもの
（閉じた状態はA4サイズ）

区役所等での転入手続き時に
冊子を配布しています。



※ 一部、作製中につき、デザイン等に変更が生じる場合があります。

※ 令和5年4月からの分別ルール変更に対応したリーフレット・パンフレットの外国語版（英語・中国語・ハングル）は令和5年夏以降に発行予定。

20

居住者への周知に御活用いただける資材

チラシ類

プラスチック類の分別啓発用



チラシ・ポスター

紙類の分別啓発用

(左：A4、右：A3、データ配布のみ)



※日本語版、英語版、中国語（簡体字）版、ハングル版、の4種類あり。

居住者への周知に御活用いただける資材

ポスター

ごみ種ごとの収集日・出し方・出す場所を記入のうえ、掲示板やごみ置場に掲示
(データ配布のみ)

収集品目	品名	収集日	出し方	出す場所
燃やせるごみ	生ゴミ、プラスチック類、紙類、繊維類、金属類	毎週水曜日	燃やせるごみ袋に入れて出す	燃やせるごみ置き場
燃やさないごみ	ガラス類、陶器類、プラスチック類、紙類、繊維類、金属類	毎週水曜日	燃やさないごみ袋に入れて出す	燃やさないごみ置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場
資源物	紙類、プラスチック類、繊維類、金属類	毎週水曜日	資源物袋に入れて出す	資源物置き場

シール・ステッカー（防水加工）

ごみ置場に掲示いただく不法投棄啓発物と分別表示
(概ねA4サイズ)



※ 一部、作成中につき、デザイン等に変更が生じる場合があります。

現物の配布を希望される場合は、資源循環推進課 (☎075-222-3948) に御連絡ください。

居住者への周知に御活用いただける資材

動画ほか

京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト
「**京都ごみネット**」



【京都市公式】正しい！ごみの分け方・出し方（基礎編）

京都市内の大学生の協力により、「正しい！ごみの分け方・出し方」動画（基礎編・実践編）を制作。



23

御視聴ありがとうございました

今後の改善等のため、「アンケート」に御協力いただきますようお願いいたします。
(二次元コードから「京都市情報館」の専用サイトにアクセスできます。)



京都市はSDGs（持続可能な開発目標）を支援しています。